

吸収合併に係る事前開示書面

ENECHANGE株式会社

2022年11月21日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める書面)

東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデンWeWork内14階

ENECHANGE株式会社

代表取締役CEO 城口 洋平

代表取締役COO 有田 一平



当社は、新電力コム株式会社（以下「新電力コム」といいます。）との間で、当社を吸収合併存続会社、新電力コムを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関する合併契約を、2022年11月11日付で締結しました。

本合併について、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ⅰのとおりです。

2. 本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

当社は、本合併に際して対価の交付は行わず、また本合併により当社の資本金及び準備金は増加いたしません。当社は新電力コムの発行済株式全てを所有しているため、かかる取扱いは相当であると判断しております。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙Ⅱのとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併に先立ち、当社は新電力コム社に対して有する債権を放棄しております。

当社が放棄した債権の種類：貸付金

当社が放棄した債権の金額：30 百万円
債権放棄実施日：2022 年 11 月 11 日

6. 効力発生日後における当社の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。
- (2) 本合併の効力発生日までの両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。
- (3) 本合併後の当社の事業活動において、当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されておられません。
- (4) 以上から、本合併の効力発生日以降に当社の負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

7. 本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以 上



吸収合併契約書

ENECHANGE 株式会社（以下「甲」という）と新電力コム株式会社（以下「乙」という）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（存続会社及び消滅会社）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
商号 ENECHANGE 株式会社
住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号 東京スクエアガーデン WeWork 内 14 階
 - (2) 吸収合併消滅会社
商号 新電力コム株式会社
住所 東京都中央区京橋三丁目 1 番 1 号 東京スクエアガーデン WeWork 内 14 階

第 2 条（乙の株主に交付する対価）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対する株式その他の金銭等の交付は行わない。

第 3 条（増加すべき存続会社の資本金等）

本合併により、甲の資本金及び資本準備金は増加しない。

第 4 条（合併承認決議）

1. 本合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併の規定及び同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の規定により、甲及び乙において、本合併に関する株主総会の決議を得ないで行う。ただし、会社法第 796 条第 3 項に規定する場合はこの限りではない。
2. 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結日までに、甲においては取締役会を開催し本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を完了していること、乙においては取締役による本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決定を完了していることを、それぞれ保証する。

第 5 条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）は令和 4 年 12 月 23 日とする。但し、合併手続の進行上必要がある場合、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第 6 条（権利義務の承継）

1. 甲は、効力発生日に乙の資産、負債及び権利義務その他の法律関係一切を承継する。
2. 甲及び乙は、本合併の効力発生日における乙の従業員の取扱については、効力発生日までに別途協議の上決定する。

第 7 条（会社財産の善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

第8条 (条件の変更、解除)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、これらに誤りがあったことが発覚したとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 (解除)

1. 甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合に、相当の期間を置いて催告したにもかかわらず是正されないときは、効力発生日前までに限り、本契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、効力発生日前までに限り、催告その他の手続を要することなく直ちに、本契約を解除することができる。
 - (1) 相手方の振出、裏書、保証に係る手形・小切手が不渡りとなったとき、又は相手方が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (2) 相手方の資産につき仮差押、仮処分、差押、保全差押、滞納処分又はこれに類する法的手続（日本国外における同様の手続を含む）が開始されたとき。
 - (3) 相手方につき、破産、民事再生、会社更生、特別清算の各手続開始の申立てがあったとき、特定調停の申立てがあったとき、その他これに類する法的手続（日本国外における同様の手続を含む）の開始の申立てがあったとき。

第10条 (合併契約の効力)

本契約は、甲若しくは乙の適法な機関決定又は法令に基づき本合併に必要とされる関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で協議のうえ、これを定める。

(以下余白)

以上、本契約の成立を証するため、本契約書2通を各当事者が記名押印して作成し、各自1通を保管する。

令和4年11月11日

甲：(住所) 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン WeWork 内14階
ENECHANGE 株式会社
代表取締役 COO 有田 一平 

乙：(住所) 東京都中央区京橋三丁目1番1号
東京スクエアガーデン WeWork 内14階
新電力コム株式会社
代表取締役 曾我野 達也 

第 10 期 事業報告書

会社の概要			
会社名	新電力コム株式会社	代表者氏名	内田勝巳
住所	東京都豊島区池袋 2-42-3	電話番号	03-6912-8725
従業員数	10 名パートアルバイト含む		
事業の概要			
創業時期	平成 24 年 2 月 3 日	業種	その他サービス業
事業のコンセプト	電力媒介事業		
事業のビジョン	「人・社会・地球環境の持続可能な発展」を基本理念とし、社会インフラである電力をエネルギーマネジメントの観点から、より適正なエネルギー利用を実現する事業を通じ、すべての人に適正なエネルギーが届けられる環境を支援し社会の発展に貢献		
取り扱う商品・サービス 電力の媒介			
市場			
市場の分析： 昨冬の電力逼迫による卸電力市場のスポット価格が前年同期比で 15 倍以上の高騰を機に行き過ぎた低価格戦力の新電力会社の破綻も出ている。11 月以降位は新電力会社の値上げも増加。火力発電所の廃休止、原発未稼働、LNG の高騰が相まって構造的に需要期の電力逼迫が（電力高騰）に続く可能性がある。			
市場における戦略と実行方法： テレアポで新規開拓を進めてきたが、来期は新規拡大から既存客の解約防止にウエイトをおく。			
資金の計画			
適宜必要あれば調達する。			

決 算 報 告 書

(第 10 期)

自 令 和 3 年 2 月 1 日

至 令 和 4 年 1 月 31 日

新電力コム株式会社

東京都豊島区池袋2-42-3

オスカービル6F

貸借対照表

令和 4 年 1 月 31 日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	円		円
【流動資産】	【 26,586,801】	【流動負債】	【 36,294,086】
現金及び預金	13,167,934	短期借入金	31,742,784
売掛金	13,342,961	未払金	2,638,402
未収入金	155,906	未払法人税等	180,000
貸倒引当金	△80,000	未払消費税等	1,732,900
【固定資産】	【 93,363,871】		
(有形固定資産)	(3)	負債の部合計	36,294,086
車両運搬具	3		
(投資その他の資産)	(93,363,868)	純資産の部	
投資有価証券	88,800,000	【株主資本】	【 83,656,586】
差入保証金	4,563,868	(資本金)	(88,800,000)
		資本金	88,800,000
		(利益剰余金)	(△5,143,414)
		繰越利益剰余金	△5,143,414
		純資産の部合計	83,656,586
資産の部合計	119,950,672	負債及び純資産の部合計	119,950,672

損 益 計 算 書

科 目	金 額	
		円
【純 売 上 高】		
売 上 高	59,140,201	59,140,201
【売 上 原 価】		
仕 入 高	228,000	
合 計	(228,000)	228,000
売上総利益		(58,912,201)
【販売費及び一般管理費】		
広告宣伝費	914,000	
役員報酬	6,000,000	
給料手当	24,297,261	
法定福利費	3,042,349	
福利厚生費	85,318	
地代家賃	8,459,134	
事務用品費	300	
消耗品費	340,649	
旅費交通費	4,762,136	
支払手数料	1,756,835	
租税公課	72,750	
交際費	27,273	
保険料	159,470	
通信費	1,221,998	
諸会費	105,720	
新聞図書費	54,109	
貸倒引当金繰入額	80,000	
会議費	254,973	
リース料	859,229	
雑費	281,202	52,774,706
営業利益		(6,137,495)
【営業外収益】		
受取利息	61	
雑収入	1,047	1,108
【営業外費用】		
支払利息	420,230	420,230
経常利益		(5,718,373)
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益	68,254	68,254
税引前当期純利益		(5,786,627)
法人税等		180,000
当期純利益		(5,606,627)

株主資本等変動計算書

	自 令和 3 年 2 月 1 日 至 令和 4 年 1 月 31 日 単位 円				
	株主資本				
	資本金	利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 利益剰余金 合計	株主資本 合計	純資産合計
当期首残高	88,800,000	△10,750,041	△10,750,041	78,049,959	78,049,959
当期変動額					
当期純損益金		5,606,627	5,606,627	5,606,627	5,606,627
当期変動額合計		5,606,627	5,606,627	5,606,627	5,606,627
当期末残高	88,800,000	△5,143,414	△5,143,414	83,656,586	83,656,586

個 別 注 記 表

自 令和 3 年 2 月 1 日
至 令和 4 年 1 月 31 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く。）は定額法）を採用しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。